

第19回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年1月26日(木) 午後2時00分～午後2時53分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	8番	平光正
9番	中野裕二	10番	本多利任	11番	山下勝也	12番	山崎伸吾
13番	寺田健蔵	14番	水田勇	15番	中村修治	16番	金子初夫
17番	馬場正国	会長	中川繁憲				

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	20番	田中芳邦	21番	野原重光	23番	田中八郎
25番	増田孝徳	30番	中村康弘	31番	石橋浩昭	32番	石橋正浩
33番	山口俊一	34番	松尾和昭	35番	寺田俊秀	37番	原田久也
38番	岡田裕弥	39番	浅田修弘	40番	柴内成世	41番	三宅東英
43番	宮崎努	45番	宮崎陽一	46番	相良栄一郎	48番	飛永敏博

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員)

22番	中山秀樹	24番	本多正敬	26番	北岡新市	27番	内田一郎
28番	末吉秀明	29番	神崎好史	36番	末續公德	42番	本多晋介
44番	山本敏晴	47番	本田勝彦				

5 議事録署名委員 16番 金子初夫 17番 馬場正国

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
山口朋子

[日 程]

議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第80号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第82号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第19回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、22番中山推進委員、24番本多推進委員、26番北岡推進委員、27番内田推進委員、28番末吉推進委員、29番神崎推進委員、42番本多推進委員、47番本田推進委員から欠席の届けがっております。出席農業委員数は18名で全員出席ですので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 年が替わりまして一月がたとうとしておりますが、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

私ごとではありますが、先日の叙勲受章祝賀会におきましては、農業委員、最適化推進委員の皆様には多忙の中、出席いただき、そして、たくさんのお祝いの言葉をいただき、大変ありがとうございました。特に小川委員、太田委員は、発起人として盛大な祝賀会を開催していただき、大変感激しております。皆様方には心からお礼を申し上げます。この栄誉を糧に今後も精進してまいりたいと思っておりますので、本当にありがとうございました。

本日は、第19回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。

先日の寒波で農産物等いろんな被害があったかと思われませんが、本日の議案は少ないようですので早めに終わり、対策に努めてもらえればと思っております。

さて、1月17日に県下農業委員会会長・事務局長会議があり、その中で農林水産省の担当官から、農地を守る人材を広く取り込むために下限面積要件を廃止したこと、また、全国農業会議所の柚木専務理事から地域計画の話があり、地域計画は、令和5年度、6年度で策定しなければならない計画であり、その計画の目標地図については、農地法の許認可に大きく影響するものであり、地域での話し合いができるように農業委員会としても取り組んでいただきたいという旨の話がありました。

農業者年金推進につきましては、推進部長さんを中心に戸別訪問も既に何軒も回っていた委員さんもいらっしゃると思っております。本年度の加入目標は25人ですので、全委員が1名以上の加入を達成できるようよろしくお願い致します。

それでは、事務局長から、農業委員18名中、全員出席と報告がありましたので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に16番金子委員、17番馬場委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、私から議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。2ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇、布津町〇〇、地目が畑、地積が495平米となっております。転用の目的は一般個人住宅、現在借家住まいのため、持家を建築したいということでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一般個人住宅木造平家建ての建築面積は93.77平米です。最高1m、最低0.3m盛土し、整地し、土留め

をして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、基本、自然流下ですが、多いときには新設の側溝を経由して国道の道路側溝のほうへ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、同じく国道の道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月24日午前9時より、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見えてまいりました。場所は、布津の国道251号線の〇〇がありますが、それから島原寄りに20mぐらい行った国道の下です。その場所の後ろに畑があるのですけれども、その人とは話合いをしているということでした。勾配が国道より下のほうに下がっていて、下のほうを1m10ぐらい上げて勾配をつけて雨水を国道に流れるようにするということでした。雨水が下に漏れないように10センチぐらいのブロックをして、水が下の農地に流れないようにして、国道の側溝に水が行くようにということでした。何ら問題がないようでした。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんがおっしゃられていたとおり、何ら問題はなかったかと思いますが、審議のほうをよろしく申し上げます。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第80号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、**議案第80号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について**説明いたします。3ページをお願いします。

番号1、願出人、西有家町の〇〇、土地が西有家町〇〇、地目が畑、地積が1,296平米となっております。

本案件につきましては、令和元年9月25日付長崎県指令31農地活第1385号で農地法第4条の転用許可があった案件です。倉庫用地への転用をされる予定でしたが、転用者のほうが体調不良により事業を縮小することになりましたので、転用目的の倉庫が不要となることが分かったため、今回、農地法第4条の許可処分の取消願を提出されております。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、**議案第80号の許可処分取消しは**適当として認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、**議案第80号の許可処分の取消しは**適当として県へ進達いたします。

次に、**議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。4ページをお願いします。

番号1、佐賀市の〇〇から南有馬町の株式会社〇〇へ、土地が北有馬町〇〇、地目は田、地積が898平米です。転用の目的は有料駐車場です。申請地を譲り受けて有料駐車場25台分を整備したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期は許可日、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、おおむね500m以内に北有馬庁舎がありますので、第2種農地と思われます。有料駐車場用地の面積は、898平米です。駐車スペース25台分を確保いたします。最高1.2mの盛土をし、砂利舗装して整備いたします。また、土留め工事をし、土羽で整備されまして、土砂の流出を防ぐということでございます。雨水につきましては、隣接の水路へ放流し、その後は有馬川に流れる予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

なお、今回の申請につきましては、有料駐車場ということで、どこが利用するか、最終的には北有馬にあります南島原商工会の〇〇事務所が25台分の駐車スペースを借り受ける旨の確約をつけて申請をされております。以上でございます。

議長 これも案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日に、11時20分ぐらいですか、〇〇委員と〇〇委員と事務局3人で見てまいりました。説明が事務局から今あったとおりでございます。場所は北有馬の支所から、さっき話があったとおり、500mの県道の左側でございます。これに県道ぐらいまでの盛土をするということで、水路がかぎの手にあります。そこから土羽で盛土をすると。そして雨水は、さっき説明があったとおり、いわゆる自然流下ということで、別に何も問題ないと考えております。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が説明したとおり、問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 周辺をかさ上げして土羽ということでしたけれども、これは1.2mか1.5mか上げられるのでしょうか、土羽で大丈夫とご確認されましたか。どうですか。

〇〇番〇〇委員 そこは業者にも聞きました。業者は、〇〇ですけれども、大丈夫ということで聞いてきました。

議長 分かりました。〇〇が施工されるということでありまして、大丈夫ということですので。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、番号2について説明いたします。5ページをお願いいたします。

番号2番、口之津町の〇〇、口之津町の〇〇、2人から口之津町の宗教法人〇〇へ、土地につきましては口之津町〇〇外3筆、いずれも田で、面積合計が2,949平米となっております。

転用の目的は墓地及び駐車場です。墓地につきましては60区画を整備し、駐車場につきましては56台分を確保したいということでございます。権利の内容につきましては贈与です。時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われます。墓地及び駐車場の面積の合計は2,949平米です。最高0.5m盛土し、整地して碎石舗装し、擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。墓地につきましては60区画を確保する予定です。駐車場につきましては来客用の56台分を確保いたします。雨水につきましては、新設の水路を経由して、西側にあります河川のほうに最終的には流れるようになっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

なお、本案件は墓地の計画でありますので、墓地の申請につきましては市の環境課に今月、1月13日付で申請書を既に提出されております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1月24日の午前10時40分ぐらいから、私と〇〇委員、それに口之津の〇〇委員の3名と事務局3名で見てまいりました。場所は国道からいうと、口之津に〇〇があります、そのちょっと東側から登って行って、細い道ですけども、そこを行って、そこに〇〇という寺があります。その真裏になります。事務局から説明があったとおり50センチの盛土ということで、擁壁を設けるということで土は漏れないし、雨水も川のほうに2本の水路を設置するという事です。その下の荒れているところは宅地です。農地じゃないし、日照の関係も別に関係ないかなど。墓が周りがあると、生活しておる人がちょっと怖いと思われると聞いたら、皆さんに説明をして了解済みだそうです。あとは何も気づきませんでしたけれども、そこが耕作放棄地になったのは、その後ろの島鉄の線路跡がありますが、そこが自転車歩行者専用道路になるということで、そこを車両が通行できれば耕作できるかなと思ったんですけども、それは違う問題で、ほかに別に何ら問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何も問題はないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員、どうぞ。

〇〇番〇〇委員 この件ではないのですけれども、一般的に墓地として農地が転用できるものか、ちょっと聞きたいのですけれども。

議長 事務局、環境課の問題だと思いますけれども、よろしいですか、どうぞ。

事務局(〇〇) それでは、説明いたします。先ほどの説明の中にありましたけれども、墓地を造る場合につきましては、市の環境課が担当していますけれども、墓地等の経営許可とか、そういった形で設置に関する許可とかが取れるということがまず前提になるかと思えます。当然協議をいただいて、まずそこに設置が可能ということになったときに、初めてこちらの農地法の手続きができるので、事前にその手続きをいただいて、そして設置が可能ということであれば農地法の手続きをして転用できるというふうになると思えます。

議長 よろしいでしょうか。墓地は霊園とか宗教法人じゃないとなかなか許可はされないということでしょうか。環境課の問題ですけども。

事務局(〇〇) ちょっと直接の担当ではないので、環境課が担当になるのですけれども、基本は宗教

法人と一緒に手続をしてもらわないというふうに思います。今回につきましては、〇〇で、お寺の敷地内ということになりますので設置許可申請をしてあります。

議 長 よろしいでしょうか。

次に、〇〇番〇〇委員から質問をどうぞ。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員がおっしゃられたことと一緒にすけれども、個々で墓を設置していた人がたくさんおまして、非農地証明を出してくれるということは、墓地は出ませんと、いわゆる委員会では、墓地は絶対出ませんということでした。それじゃどういうふうにすればいいのかと私も聞いたところは、いい考えがあればうちが聞きたいぐらいです。と私は事務局で返事をもらったことがあったのですけれども、寺であればそういうことができるとなればいいのですけれども、個人は、許可が下りないから自分の土地に墓を建てるより仕方がない。ない人はもう建てなきゃしょうがないと。黙って建てていらっしゃる方が、これは相当な数があるのですよね。いろんな現地調査に行くわけですけれども、ここにも墓がある、ここにも墓があると、それは個人の墓ですものね、団体の墓じゃないのですよ。そういうのにはもうかなわないということで、許可は絶対下りないのでしょうか。その辺の説明をちょっと詳しく聞いて建てれば別に問題は。この墓場、自分で責任持つからここは非農地にしてくださいとお願いをされたりして、私も何回か事務局に上げたのですけれども、もう墓地が建っていますからできませんということで、もうそのままの状態なのです。どうしたらできるかと尋ねると、その墓場を全部撤去して元の土地にして非農地にすればできると。ただ相当な費用がかかる。その費用は農業委員会が出すのですかと聞いたら、いや、そういうことはできませんと前に言われたんですよ。だから、何か今これを聞いたときには、〇〇委員が言われたように、どうも納得できないところがありますので、その辺の説明をよろしくお願いします。

議 長 これも環境課の問題になりますね。農業委員会はそこまで詳しくないかと思えますけれども、分かる範囲で説明をお願いします。

事務局（〇〇） 私のほうから、詳しいところまでは分からないのですが、まず、基本的に墓地埋葬法が成立する前の墓所については、許可は要らない。ただ法律の施行後にそういう墓地を運営しようとする者は、宗教法人を含め地縁団体、集落とか自治体、そういうところが設置する分には許可ができるようになっています。ただ、ぽつんと墓地というのは原則認められないと。農地法の中で、他法令の許認可が見込めないというものについては転用許可が出せないということになっていますので、まずもって墓地埋葬法の許認可が下りるような手配を先に設置者にしてもらわないといけないということになります。ですので、昔からの墓地の周りに造る場合はそういったその地縁団体を設立していただいて、そこが墓地を設置しますよという墓地埋葬法の許可を取っていただくしか手続はないかと思っております。

議 長 〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 事務局の〇〇が言われていたのは分かりますけれども、ただ、各地区に墓地があるわけですよね。そこにいっぱいあって、もう年取って、やはり墓地というのは遠いところにあるものですから、なかなかそこまで行きづらいということで、近くに自分の土地があるからそこに墓を建てたいのだということで私もいろんな形で相談を受けたのですけれども、いや、墓地は許可が出ませんということでお断りをしているわけなんですよ。だから、もう歩いて30分も40分もかかるから、とにかく5分もかかるところに、目の前に自分の土地があるからそこに墓を建てたいのに許可は下りるかと私に聞かれたのに、いや、それはもう下りませんと、許可は出ませんということで、今まで再三言ってきたわけです。だからこういうお寺さんがこういう手続きを

すれば、そこには墓が申請してできるとなれば、そういうのは何か私は問題が出るのではなからうかと、何か矛盾しておるように感じたものでね。俺らが今からそういう相談を受けた場合に、どういう言い方をしたら良いのか、だから聞きましたけれども、その辺です。

事務局（〇〇） 私のほうから、元環境課長でしたので、法人関係のほうから説明したいと思います。

まず、墓地等の経営に関する法律では、墓地等というのは当然墓場所です。それと納骨堂、それに付随する墓地施設というものが対象になりますけれども、あくまでもこれは経営に関する法律ということで、今、〇〇からもあったように、宗教法人等です。個人ではありません。個人の墓地に関する法律がまずはないわけです。法律がないことには許認可というのが発生しないということで、もう墓地、納骨堂についてはそういう宗教法人等が経営するという、許認可ですね、これになりますから、法律にのっとった該当団体しか設置、経営はできないことになっております。

それと、昔はそういう法律がなかったものですから、既に個人墓地が点在している場合はあるのですけれども、それをどうするかは法律はありません。ただ関連するルールとして、墓石だけ建てるというのは、これはモニュメント的なものということで、あまり縛れないということです。ただ周りへの影響、そういったもののトラブルが発生するというような問題があります。ですから、納骨をしない墓石というのは建ててもいいのだけれども、周りとのトラブルというものの問題が生じるというような、そういうことで、今の法律でいけば、私も環境課長をしていたときにはそういう相談が多かったんですけれども、もう手のつけようがないというのが実情であります。

議長 〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 墓地の問題、大変皆さん興味があると思っております。ここは宗教法人でのそういう墓地ということで申請がかかっておりますので、環境課の許可が下りるといふような状況であります。

ほかに皆さんから何かご意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。墓地の経営許可、要するに墓地埋葬法についての墓地の経営許可につきまして、私も十数年前にちょっと苦勞した経験があるのですけれども、今の事務局からの説明の中で、環境課のほうに申請のほうを、墓地経営許可のほうをされる予定、あるいはもう事前協議とか、何かそういう形で進捗はしているのでしょうか。

議長 事務局、どうぞ。

事務局（〇〇） 先ほど説明もしましたけれども、今回の転用の申請と同時に、墓地等経営許可申請書を環境課に出してあります。こちらにつきましては、もう2か月ほど前から環境課とは協議をずっとされていまして、修正等もかけて、最終版として1月13日付で既に提出がされているということです。ですので、こちらとしても、最低でも申請を出されていなければ、許可される見込みがあるかどうかというところの判断になるので。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 そういった形であれば、環境課のほうに同時、事前に一応申請はされておるといふことの理解でいいわけですね。環境課のそういう事前協議とか、あるいは経営許可の申請の段階で、まず、この図面で見ますと納骨堂はありますけれども、既存の墓地というのは今あるのでしょうか。ちょっと確認できたらと思うのですが。

議長 その辺、いかがですか、事務局。

事務局（〇〇） こちらの宗教法人〇〇につきましては、納骨堂は本堂のすぐ横に建物があります。こ

れが納骨堂です。ここがお寺の本堂になるのですけれども、ただ、宗教法人で持っている墓というのはなくて、こちらにちょっと墓場所があるのですが、これはこちら辺の集落のもの、地縁団体というか、そちらのほうの持っている墓場所になります。ですので、宗教法人としては、墓場所は今まで持っていなかったということです。

議 長 ○○番○○委員。

○○番○○委員 何度もすみません。まず、墓地の経営許可を取るためには、許可基準というのが当然ありまして、現状あるのかどうか、現状なければ、今回新規ということになります。現状が若干でもあるということになりますと、墓地経営許可の範囲変更という形で区分を広げていくという形になりますけれども、今の状態では、近隣の方とはお話をされて承諾を受けてあるという事務局のお話でしたから、その辺の部分はいいのでしょうかけれども、この○○が何宗のどういうお寺さんなのか私は分かりませんが、包括団体の承認という部分が当然必要になってきますけれども、そういう部分を一緒につけないと墓地の経営許可というのはまず下りませんけれども、そうしたときにその関係書類、要するに同時に、あるいは事前にとということで申請してあるのであれば、農業委員会のほうへもある程度のそういう書類というのは一緒に添付してあるのでしょうか、議事録とか。

議 長 事務局、いかがですか。

事務局(○○) 今回の申請書につきましては、まず、先ほどの墓地等の経営許可申請書というのは出されています。それと同時に、本来はそこまでの添付は要らないのですけれども、今回につきましては、○○が臨時総代会を開いて、設置する旨の説明会をされています。その分の議事録や、あとそのときの参加者、そして説明の議事録等もありまして、定期説明会を開催しているときの写真とか、そういったものも添付されています。こちらの資料については、環境課に提出されたものと、事前に周辺への周知、説明会とか同意とか、そういったところにつきましては、事前にごういこうのをしてください、それが終わってから先ほどの許可申請書を上げてくださいという形で説明をされているということですので、許可申請が提出されたときには、周りには同意や説明会等については終わっているということでございます。

議 長 ○○番○○委員、いかがでしょう。

○○番○○委員 何度もすみません。いずれにしましても、墓地の経営許可というのは大きな事案になってきますので、そういった部分で直接の環境課のほうの事前協議とか、あるいはそういう関係資料、そういうのを共有しながら進めてもらわなきゃいけないような内容だと思いますけれども、環境課のほう、結局13日ですか、出されました。まだその辺の審査、審議というのは全然取れていないのでしょうか。まずその辺を調整してからでないと、許可はまだ出せないのではないかなという気がしておりますけれども、その辺の役所間の調整という部分についてはいかがなんでしょうか。

議 長 それは環境課でも1月13日付でもういいということを出しておりますので、それを基準として農業委員会がここで上がってきたものを審議しているのだと思いますけれども、いかがですか、事務局。

事務局(○○) まず、基本的に環境課のほうで申請を受理したという段階で、ある程度の許可の見込みはあるものと判断されます。最終的な許可の日につきましては、恐らく県の農地法の許可と同日付で墓地埋葬法の許可ということになるかと思っております。以上です。

議 長 ○○番○○委員、よろしいでしょうか。

○○番○○委員 はい。

議長 ほかに皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第82号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) それでは、議案第82号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

6ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規4件9,775平米、再設定が11件の4万8,368平米の合計15件の5万8,143平米です。使用貸借権は再設定のみで1件1,108平米です。所有権移転が売買のみ7件で1万4,852平米となっております。中間管理事業(一括方式分)につきましては、新規の使用貸借権のみ1件で795平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

(議案第82号 賃貸借権 番号1~4新規設定、所有権移転 番号17~23を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 10ページの一括方式はもう割愛でご覧くださいということですね。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、6ページの番号7、7ページの番号10、11、12、9ページの番号17、18は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号7、10、11、12について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 それでは、番号7、10、11、12について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、番号17、18について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥が必要となっておりますので、〇〇番〇〇委員さんの退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号17、18について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第82号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

〇〇番〇〇委員 1ついいですか。

議 長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。年数が5年とか10年とか20年とかとあるみたいですが、これは何年でもいいんですか。

議 長 事務局。

事務局(〇〇) 借りる年数につきましては、最高20年まではできますので、それで極力1年刻みで、普通は1年、5年とか6年とかになっております。最長20年ということになっております。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございました。

議 長 よろしいでしょうか。

次に、11ページは**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

12ページは**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

以上をもちまして、議案の審議を終了させていただきます。